



目次

規 則	ペー ジ
◎高知短期大学学則の一部を改正する規則	1
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法による介護機関の指定（2件）（福祉指導課）	1
○生活保護法による指定介護機関の名称の変更の届出（ “ ” ）	2
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（2件）（ “ ” ）	3
○保安林の解除（治山林道課）	3
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示（ “ ” ）	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（男女共同参画・NPO課）〈5・2揭示〉	6
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	6
○土地改良区の定款変更の認可（ “ ” ）	6
○都市計画公聴会の開催（2件）（都市計画課）	6
○開発行為に関する工事の完了（ “ ” ）	7
高知県選挙管理委員会告示	
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体〈4・27揭示〉	7
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定（5件）	7
招請公告	
○招請（高知県総合防災情報システム更新事業委託業務の提案書の提出）の公告（危機管理課）〈5・2揭示〉	11
落札公告	
○落札者等の公告（教育委員会事務局教育政策課）	12

規 則

高知短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第62号

高知短期大学学則の一部を改正する規則

高知短期大学学則（昭和31年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号アの表中

「	法学Ⅰ	2	」
	法学Ⅱ	2	
	経済学	4	
	情報処理	4	

を

「	法学	4	」
	経済学	4	
	情報処理	2	

に改め、同条第2号の表中

「	社会科学演習	4	」
---	--------	---	---

を

「	社会科学演習	6	」
---	--------	---	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知短期大学学則第14条の規定は、平成19年4月1日から適用する。

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第63号

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年高知県規則

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に掲載するものです。

第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の3の(注)に次のように加える。

- 4 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項の規定に基づく林業経営改善計画の認定書の写しを添えてください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第64号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第47条の見出し中「送付期限」を「送付期限等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、高知県旅費集中管理特別会計に係る振替に伴う支出命令書にあっては、会計管理者に送付することを要しない。この場合において、支出命令書は、当該支出命令書を送付せずに、同条第1項の規定による支出命令をすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年2月15日	株式会社美空 南国市立田1544-2	デイサービスみそら 南国市十市1524-2 通所介護
平成19年3月12日	医療法人地塩会 南国市後免町三丁目	デイサービスセンター 727（セブンツウセブ

	1-27	ン) 南国市浜改田1277-1 通所介護
平成19年4月1日	社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会 吾川郡仁淀川町大崎214	サポートセンターほのか 吾川郡仁淀川町大崎264-2 訪問介護 居宅介護支援
〃	〃	デイサービスセンターとちの木園 吾川郡仁淀川町大崎366-2 通所介護
〃	〃	デイサービスセンター岩丸荘 吾川郡仁淀川町岩丸848 通所介護
〃	〃	デイサービスセンターせいらん荘 吾川郡仁淀川町長者乙2435 通所介護
〃	社会福祉法人清和会 土佐清水市加久見1464-279	グループホームあんきな家 土佐清水市加久見1464-279 認知症対応型共同生活介護
〃	〃	デイサービスセンターあんきな家 土佐清水市加久見1464-279 認知症対応型通所介護
〃	〃	小規模多機能ホームあんきな家 土佐清水市加久見1464-279 小規模多機能型居宅介護

**高知県告示第360号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年2月15日	株式会社美空 南国市立田1544-2	デイサービスみそら 南国市十市1524-2 介護予防通所介護
平成19年3月12日	医療法人地塩会 南国市後免町三丁目1-27	デイサービスセンター727（セブントゥセブン） 南国市浜改田1277-1 介護予防通所介護
平成19年4月1日	社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会 吾川郡仁淀川町大崎214	サポートセンターほのか 吾川郡仁淀川町大崎264-2 介護予防訪問介護
〃	〃	デイサービスセンターとちの木園 吾川郡仁淀川町大崎366-2 介護予防通所介護
〃	〃	デイサービスセンター岩丸荘 吾川郡仁淀川町岩丸848 介護予防通所介護
〃	〃	デイサービスセンターせいらん荘 吾川郡仁淀川町長者乙2435 介護予防通所介護
〃	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	特別養護老人ホーム丸山長寿園 室戸市室戸岬町1675

	室戸市室戸岬町1675	介護予防短期入所生活介護
〃	本山町 長岡郡本山町本山504	本山町地域包括支援センター 長岡郡本山町本山600 介護予防支援
〃	〃	本山町通所リハビリテーション 長岡郡本山町本山600 介護予防通所リハビリテーション
〃	社会福祉法人清和会 土佐清水市加久見1464-279	グループホームあんきな家 土佐清水市加久見1464-279 介護予防認知症対応型共同生活介護
〃	〃	デイサービスセンターあんきな家 土佐清水市加久見1464-279 介護予防認知症対応型通所介護
〃	〃	小規模多機能ホームあんきな家 土佐清水市加久見1464-279 介護予防小規模多機能型居宅介護

**高知県告示第361号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

区分	介護機関の名称	所在地	変更年月日
変更前	アイリスケアセ	南国市大桶甲1640-	平成19年4

	ンター南国	38	月1日
変更後	ニチイケアセン ター南国		
変更前	アイリスケアセ ンター土佐	土佐市蓮池字渡し上 り2022	〃
変更後	ニチイケアセン ター土佐		
変更前	アイリスケアセ ンターいの	吾川郡いの町1700	〃
変更後	ニチイケアセン ターいの		
変更前	香南市地域包括 支援センター	香南市野市町西野 2706	〃
変更後	香南市介護予防 プランセンター		

高知県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年3月31日	仁淀川町介護公社 吾川郡仁淀川町大崎264-2	仁淀川町介護公社 吾川郡仁淀川町大崎264-2 訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 特定福祉用具販売
〃	〃	デイサービスセンターと ちの木園 吾川郡仁淀川町大崎366-2

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
〃	〃	通所介護 デイサービスセンター岩丸荘 吾川郡仁淀川町岩丸848 通所介護
〃	〃	デイサービスセンターせいらん荘 吾川郡仁淀川町長者乙2435 通所介護

高知県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年3月31日	仁淀川町介護公社 吾川郡仁淀川町大崎264-2	仁淀川町介護公社 吾川郡仁淀川町大崎264-2 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防特定福祉用具販売
〃	〃	デイサービスセンターとちの木園 吾川郡仁淀川町大崎366-2 介護予防通所介護
〃	〃	デイサービスセンター岩丸荘 吾川郡仁淀川町岩丸848 介護予防通所介護
〃	〃	デイサービスセンターせいらん荘 吾川郡仁淀川町長者乙

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
〃	〃	2435 介護予防通所介護
〃	四万十農業協同組合 高岡郡四万十町榊山 町586-2	J A 四万十ホームヘルプ サービス 高岡郡四万十町榊山町 586-2 介護予防訪問介護

高知県告示第364号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
安芸郡芸西村和食字琴ノ浦甲1の204
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

高知県告示第365号

平成19年4月高知県告示第286号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を須崎市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡佐川町乙1837  
イ 氏名  
吉田 竹
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
須崎市上分乙1072  
イ 氏名  
朝比奈 初次
  - (3)ア 登記簿記載の住所  
須崎市上分乙605-2  
イ 氏名  
青木 弥之助
  - (4)ア 登記簿記載の住所  
東京都新宿区喜久井町20  
イ 氏名

(5)ア 天野 剛志 登記簿記載の住所 高岡郡上分村426番屋敷下1番戸 イ 氏名 笹岡 十四子	(16)ア 登記簿記載の住所 須崎市池ノ内289 イ 氏名 谷本 兵蔵	高岡郡多ノ郷村久通60 イ 氏名 山崎 金太郎
(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡上分村426番屋敷下1番戸 イ 氏名 笹岡 良照	(17)ア 登記簿記載の住所 須崎市池ノ内289 イ 氏名 谷本 泉	(28)ア 登記簿記載の住所 須崎市久通71 イ 氏名 山崎 織衛
(7)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分乙1147 イ 氏名 下元 喜助	(18)ア 登記簿記載の住所 須崎市池ノ内582 イ 氏名 山崎 繁樹	(29)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通26番屋敷 イ 氏名 山崎 広次
(8)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分乙1123 イ 氏名 下元 賢一	(19)ア 登記簿記載の住所 須崎市須崎1202 イ 氏名 井上 利則	(30)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通28番屋敷 イ 氏名 山崎 梶太郎
(9)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲445 イ 氏名 上田 秀徳	(20)ア 登記簿記載の住所 須崎市池ノ内349 イ 氏名 岡 秀芳	(31)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通43番屋敷 イ 氏名 山崎 熊次郎
(10)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分丙203-1 イ 氏名 弘田 秋敏	(21)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1632-1 イ 氏名 大崎 誠一	(32)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通37番屋敷 イ 氏名 山崎 初太郎
(11)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分丙192 イ 氏名 大山 秀吉	(22)ア 登記簿記載の住所 須崎市久通90 イ 氏名 畠中 功	(33)ア 登記簿記載の住所 須崎市久通104 イ 氏名 山口 梅之助
(12)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲2326 イ 氏名 池田 秀徳	(23)ア 登記簿記載の住所 須崎市久通65-10 イ 氏名 畠中 美代子	(34)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通32番屋敷 イ 氏名 広瀬 只之助
(13)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町二丁目12-18 イ 氏名 藤田 哲夫	(24)ア 登記簿記載の住所 須崎市久通76 イ 氏名 西村 ちよ寿	(35)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通35番屋敷 イ 氏名 里見 林次郎
(14)ア 登記簿記載の住所 須崎市池ノ内34 イ 氏名 川西 敬吉	(25)ア 登記簿記載の住所 須崎市久通90 イ 氏名 畠中 茂良	(36)ア 登記簿記載の住所 須崎市久通35 イ 氏名 上田 長兵衛
(15)ア 登記簿記載の住所 須崎市池ノ内289 イ 氏名 谷本 茂木	(26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通36番屋敷 イ 氏名 山崎 友次	(37)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通17 イ 氏名 山崎 育馬
	(27)ア 登記簿記載の住所	(38)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通13番屋敷

イ 氏名 西村 浅次郎 (39)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通19番屋敷	大崎 喜美恵 (50)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1491	(61)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村神田1149
イ 氏名 西村 作次郎 (40)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通16番屋敷	イ 氏名 橋田 三郎 (51)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1601	イ 氏名 松浦 音次 (62)ア 登記簿記載の住所 須崎市大谷726
イ 氏名 大垣 磯平 (41)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通38番屋敷	イ 氏名 橋田 よし子 (52)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1631-1	イ 氏名 森光 益次 (63)ア 登記簿記載の住所 須崎市大間西町4-8
イ 氏名 山崎 浅太郎 (42)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通33番屋敷	イ 氏名 大崎 忠徳 (53)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1636-1	イ 氏名 浜口 冬樹 (64)ア 登記簿記載の住所 須崎市神田484
イ 氏名 山崎 林太郎 (43)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村久通15番屋敷	イ 氏名 大崎 明美 (54)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1422-1	イ 氏名 大野 則樹 (65)ア 登記簿記載の住所 須崎市神田481
イ 氏名 西村 弥太郎 (44)ア 登記簿記載の住所 須崎市久通103	イ 氏名 橋田 繁美 (55)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1613	イ 氏名 大野 弥恵寿 (66)ア 登記簿記載の住所 須崎市神田484
イ 氏名 山崎 福松 (45)ア 登記簿記載の住所 須崎市吾井郷乙1188-ロ	イ 氏名 大崎 忠徳 (56)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1631-1	イ 氏名 大野 増枝 (67)ア 登記簿記載の住所 須崎市桑田山乙306
イ 氏名 森光 勝喜 (46)ア 登記簿記載の住所 須崎市横町5-9	イ 氏名 金田 満昭 (57)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1591	イ 氏名 笹岡 磯吉 (68)ア 登記簿記載の住所 須崎市神田1070
イ 氏名 梅原 信幸 (47)ア 登記簿記載の住所 須崎市吾井郷乙1207	イ 氏名 橋田 弘義 (58)ア 登記簿記載の住所 兵庫県伊丹市堀池字ウケハ172-3	イ 氏名 松浦 晃 (69)ア 登記簿記載の住所 須崎市神田1149
イ 氏名 森光 重利 (48)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1876	イ 氏名 嶋崎 敬助 (59)ア 登記簿記載の住所 高岡郡須崎町横町47番屋敷	イ 氏名 松浦 馬於 (70)ア 登記簿記載の住所 須崎市吾井郷乙132-2
イ 氏名 大崎 柳福 (49)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1875	イ 氏名 浦岡 秀吉 (60)ア 登記簿記載の住所 高岡郡多ノ郷村神田1149	イ 氏名 堅田 直美 (71)ア 登記簿記載の住所 須崎市上分甲1611
イ 氏名	イ 氏名 松浦 博	イ 氏名 橋田 清俊 (72)ア 登記簿記載の住所



- 北海道富良野市本町12-5
- イ 氏名 入交 政義
- (73)ア 登記簿記載の住所 須崎市久通28
- イ 氏名 山崎 松太郎
- (74)ア 登記簿記載の住所 須崎市久通76
- イ 氏名 西村 勘七
- (75)ア 登記簿記載の住所 千葉県市川市田尻五丁目18-24
- イ 氏名 竹中 本子
- (76)ア 登記簿記載の住所 須崎市大谷722
- イ 氏名 森光 光一
- (77)ア 登記簿記載の住所 須崎市吾井郷乙514
- イ 氏名 堅田 兼行
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
  - (1)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 須崎市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
    - ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - (2)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 須崎市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
    - ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - (3)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 須崎市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ 保安林として指定された目的 魚つき
    - ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

-----  
公 告  
-----

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。  
 なお、関係書類は、平成19年5月2日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。  
 平成19年5月2日(揭示済)  
 高知県知事 橋本 大二郎

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成19 年5月 2日	特定非 営利活 動法人 高知県 ヨット クルー ジング ネット ワーク	古谷 正 宏	高知市 種崎58 番地	この法人は、ヨットによる健康増進のためのスポーツや余暇活動の機会を高齢者や障害者を含めたあらゆる市民・年齢層にまで広げ、積極的な海洋資源との共生を通じて、環境保全の重要性、人命尊重の大切さや協調性等に関する体験・訓練の場を確保、提供すること等により『希望ある明るい高知県づくり』に貢献し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市一宮徳谷土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
 平成19年5月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎  
 役名 氏名 住 所  
 (退任)

理事	岡上 美明	高知市一宮	3475
〃	山本 守男	〃 〃	3260
〃	山本 博司	〃 〃	3309
〃	面川 豊	〃 〃	1553
〃	森 茂雄	〃 〃	2236
監事	岡上 節生	〃 〃	3281
〃	永野 一樹	〃 〃	2506
(就任)			
理事	泉 俊光	高知市一宮徳谷	20-2
〃	泉 豊道	〃 〃	5-26
〃	岡上 政義	〃 〃	5-24
〃	松崎 努	〃 〃	8-22
〃	山本 博司	〃 〃	5-30
監事	岡上 節生	〃 〃	6-13
〃	永野 一樹	〃 一宮しなね	2-23-6

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、山田堰井筋土地改良区の定款の変更を平成19年5月1日に認可した。  
 平成19年5月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により都市計画公聴会を開催するので、高知県都市計画公聴会規則(昭和44年高知県規則第71号)第4条の規定により次のとおり公告する。  
 なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。)は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。  
 平成19年5月15日  
 高知県知事 橋本 大二郎

- 1 都市計画の種類 窪川都市計画道路(1・4・1号中土佐窪川線)
- 2 縦覧図書 窪川都市計画道路の変更(素案)概要
- 3 都市計画の案の縦覧場所 高知県土木部都市計画課及び四万十町役場
- 4 縦覧期間 平成19年5月15日(火)から同月29日(火)まで
- 5 公聴会の日時 平成19年6月12日(火)午後2時から午後4時まで
- 6 公聴会の場所

高岡郡四万十町榊山町3-7  
農村環境改善センター

7 公述申出書提出期限  
平成19年6月1日(金)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により都市計画公聴会を開催するので、高知県都市計画公聴会規則(昭和44年高知県規則第71号)第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。)は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

- 都市計画の種類  
中土佐都市計画道路(1・4・2号中土佐窪川線)
- 縦覧図書  
中土佐都市計画道路の変更(素案)概要
- 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び中土佐町役場
- 縦覧期間  
平成19年5月15日(火)から同月29日(火)まで
- 公聴会の日時  
平成19年6月11日(月)午後2時から午後4時まで
- 公聴会の場所  
高岡郡中土佐町6584  
中土佐町民交流会館
- 公述申出書提出期限  
平成19年6月1日(金)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年1月23日 18高都計第779号	南国市篠原字東高見 1870ほか	南国市篠原1774 西山 道雄

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第46号**

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成19年4月3日以降政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年4月27日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
河村嘉隆後援会	中谷 隆行	河邑 さよ子	香南市香我美町岸本842
松本正人後援会	松本 清光	松本 繁子	高岡郡佐川町乙107
民主市政をつくるみんなの会	森田 啓子	白居 一成	四万十市中村愛宕町17
みんなの会	明神 三幸	大塚 和助	吾川郡いの町幸町3
山岡勉後援会	上田 博昭	山岡 章二	吾川郡いの町448-16
山田祐司後援会	山田 祐司	山田 祐司	香美市香北町谷相1940

-----  
**収用委員会公告**  
-----

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年5月15日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 起業者の名称  
国土交通大臣
- 事業の種類  
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・

吾川郡春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで)

- 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土佐市新居地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
土居屋舗	3495番2	公衆用道路	公衆用道路	19㎡	19.00㎡	19.00㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 土地所有者の住所及び氏名  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 広光善彦
- 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
- 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成19年4月25日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年5月15日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 起業者の名称  
国土交通大臣
- 事業の種類  
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・吾川郡春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで)
- 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土佐市新居地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
土居屋舗	3498番3	公衆用道路	公衆用道路	59㎡	59.00㎡	59.00㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 土地所有者の住所及び氏名  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 松岡光次
- 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
- 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成19年4月25日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年5月15日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 起業者の名称  
国土交通大臣
- 事業の種類  
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・吾川郡春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地区内まで)
- 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土佐市新居地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	

古津	3518番イの1	田	公衆用道路	46㎡	46.00㎡	46.00㎡
----	----------	---	-------	-----	--------	--------

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 土地所有者の住所及び氏名  
登記名義人 亡田村十次郎 相続人  
住所不明 持分21分の4 田村 豊繁  
吾川郡仁淀川町森2580番地1  
持分21分の1 島崎 モリエ  
吾川郡仁淀川町森2580番地1  
持分84分の1 島崎 孝蔵  
東京都江戸川区北葛西五丁目2番1号 鈴直運送株式会社  
持分84分の1 島崎 淑彰  
埼玉県深谷市上柴町東二丁目4番地6  
持分84分の1 菱田 美佐  
兵庫県加古川市加古川町北在家707番地の1 ビブレサカ  
ンダ203号 持分84分の1 島崎 悦夫  
住所不明 持分21分の4 佐藤 まさゑ  
東京都北区豊島七丁目2番7号  
持分42分の11 高橋 英雄  
東京都杉並区清水二丁目21番22号  
持分84分の11 高橋 久雄  
千葉県千葉市中央区稲荷町三丁目3番7号  
持分84分の11 小河原 裕二
- 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
- 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成19年4月25日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年5月15日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 起業者の名称  
国土交通大臣
- 事業の種類  
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・

吾川郡春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地区内まで)

- 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土佐市新居地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
セイゲ	3607番	原野	堤	1,077㎡	1,077.00㎡	1,077.00㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 土地所有者の住所及び氏名  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 持分144分の1 広光善彦  
住所不明 持分144分の1 横田与三郎  
住所不明 持分144分の1 横田与  
住所不明 持分144分の1 中平寅次  
住所不明 持分144分の1 中内太四郎  
住所不明 持分144分の1 中内喜太郎  
住所不明 持分144分の1 徳永不二太郎  
住所不明 持分144分の1 橋本長太郎  
住所不明 持分144分の1 橋本次太郎  
住所不明 持分144分の1 弘光作吾  
住所不明 持分144分の1 坂本鶴次  
住所不明 持分144分の1 坂本孝七  
住所不明 持分144分の1 坂本健次  
住所不明 持分144分の1 坂本峯次  
住所不明 持分144分の1 坂本比佐次  
住所不明 持分144分の1 弘光信治  
住所不明 持分144分の1 森沢林太郎  
住所不明 持分144分の1 森沢弥之丞  
住所不明 持分144分の1 坂本竹次  
住所不明 持分144分の1 森沢虎次  
住所不明 持分144分の1 松田形吉  
住所不明 持分144分の1 横田金吾  
住所不明 持分144分の1 中内宇太郎  
住所不明 持分144分の1 滝本虎太郎





国土交通大臣  
 2 事業の種類  
 一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・吾川郡春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで)  
 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
 土佐市新居地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
中久保	3758番	原野	堤	254㎡	254.00㎡	254.00㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 土地所有者の住所及び氏名  
 不明。ただし、登記簿表題部所有者

住所不明	持分144分の1	広光善彦
住所不明	持分144分の1	坂本実吾
住所不明	持分144分の1	横田与三郎
住所不明	持分144分の1	横田与
住所不明	持分144分の1	中平寅次
住所不明	持分144分の1	中内太四郎
住所不明	持分144分の1	中内喜太郎
住所不明	持分144分の1	徳永不二太郎
住所不明	持分144分の1	橋本長太郎
住所不明	持分144分の1	橋本次太郎
住所不明	持分144分の1	弘光作吾
住所不明	持分144分の1	坂本鶴次
住所不明	持分144分の1	坂本孝七
住所不明	持分144分の1	坂本健次
住所不明	持分144分の1	坂本峯次
住所不明	持分144分の1	坂本比佐次
住所不明	持分144分の1	弘光信治
住所不明	持分144分の1	森沢林太郎
住所不明	持分144分の1	森沢弥之丞
住所不明	持分144分の1	坂本竹次
住所不明	持分144分の1	森沢虎次

住所不明	持分144分の1	松田形吉
住所不明	持分144分の1	横田金吾
住所不明	持分144分の1	中内宇太郎
住所不明	持分144分の1	滝本虎太郎
住所不明	持分144分の1	中内三平
住所不明	持分144分の1	中内金寿
住所不明	持分144分の1	中内金馬
住所不明	持分144分の1	中内国之進
住所不明	持分144分の1	徳永三代太
住所不明	持分144分の1	安井重太郎
住所不明	持分144分の1	徳永利重
住所不明	持分144分の1	中内利吾
住所不明	持分144分の1	中内茂助
住所不明	持分144分の1	中内孫次
住所不明	持分144分の1	中内恒保
住所不明	持分144分の1	中島楠太郎
住所不明	持分144分の1	中島収寿
住所不明	持分144分の1	中内待吾
住所不明	持分144分の1	中島紋吾
住所不明	持分144分の1	中内平作
住所不明	持分144分の1	中内亦七
住所不明	持分144分の1	細木秀之進
住所不明	持分144分の1	門田三千三
住所不明	持分144分の1	門田吾助
住所不明	持分144分の1	門田鉄次郎
住所不明	持分144分の1	門田伊太郎
住所不明	持分144分の1	中島覚次
住所不明	持分144分の1	矢野菊太郎
住所不明	持分144分の1	矢野和次郎
住所不明	持分144分の1	矢野忠治
住所不明	持分144分の1	矢野藤治
住所不明	持分144分の1	中内鶴次
住所不明	持分144分の1	中内兼次
住所不明	持分144分の1	村田孝太郎
住所不明	持分144分の1	細木仁吉
住所不明	持分144分の1	坂本与次郎
住所不明	持分144分の1	田村辰次
住所不明	持分144分の1	田村直臣
住所不明	持分144分の1	矢野要治
住所不明	持分144分の1	中島繁馬
住所不明	持分144分の1	中島庫太郎
住所不明	持分144分の1	中島田助
住所不明	持分144分の1	坂本栄之助
住所不明	持分144分の1	田村九平
住所不明	持分144分の1	中島以佳

住所不明	持分144分の1	細木保馬
住所不明	持分144分の1	田村義新
住所不明	持分144分の1	中島元亨
住所不明	持分144分の1	中島元良
住所不明	持分144分の1	中島猪吉郎
住所不明	持分144分の1	坂本荒次
住所不明	持分144分の1	坂本亥三郎
住所不明	持分144分の1	中島与次郎
住所不明	持分144分の1	北山小門
住所不明	持分144分の1	寺村常松
住所不明	持分144分の1	松岡利助
住所不明	持分144分の1	松岡京次
住所不明	持分144分の1	近沢柳吾
住所不明	持分144分の1	近沢安馬
住所不明	持分144分の1	近沢与三郎
住所不明	持分144分の1	近沢太吾郎
住所不明	持分144分の1	近沢六右エ門
住所不明	持分144分の1	細木悦蔵
住所不明	持分144分の1	松岡光次
住所不明	持分144分の1	渡辺嘉太郎
住所不明	持分144分の1	渡辺勘助
住所不明	持分144分の1	中内太平
住所不明	持分144分の1	近沢治之助
住所不明	持分144分の1	北山与吉
住所不明	持分144分の1	横川慶吾
住所不明	持分144分の1	久保市太郎
住所不明	持分144分の1	久保元次郎
住所不明	持分144分の1	門田政太郎
住所不明	持分144分の1	門田竹丞
住所不明	持分144分の1	市木兼蔵
住所不明	持分144分の1	市木助右エ門
住所不明	持分144分の1	市木春太郎
住所不明	持分144分の1	市木百助
住所不明	持分144分の1	近沢弥十郎
住所不明	持分144分の1	門田楠馬
住所不明	持分144分の1	松岡伝太郎
住所不明	持分144分の1	奥野梅太郎
住所不明	持分144分の1	中内茂次郎
住所不明	持分144分の1	久保甚太郎
住所不明	持分144分の1	松岡儀太郎
住所不明	持分144分の1	門田唯蔵
住所不明	持分144分の1	門田長十郎
住所不明	持分144分の1	門崎徳太郎
住所不明	持分144分の1	森田忠三郎
住所不明	持分144分の1	森田作郎

住所不明	持分144分の1	森田文太郎
住所不明	持分144分の1	森田市三郎
住所不明	持分144分の1	門田又吾郎
住所不明	持分144分の1	森田与市郎
住所不明	持分144分の1	森田蘭次
住所不明	持分144分の1	森田庄次
住所不明	持分144分の1	森田角太郎
住所不明	持分144分の1	森田実吾
住所不明	持分144分の1	松岡浅吾郎
住所不明	持分144分の1	松岡孫一
住所不明	持分144分の1	久保虎次
住所不明	持分144分の1	久保庫次
住所不明	持分144分の1	籠尾治太郎
住所不明	持分144分の1	小山勘之助
住所不明	持分144分の1	松岡喜久次
住所不明	持分144分の1	松岡万吉
住所不明	持分144分の1	松岡福太郎
住所不明	持分144分の1	森本肱太郎
住所不明	持分144分の1	籠尾喜代次
住所不明	持分144分の1	田村幾吾
住所不明	持分144分の1	山崎正己
住所不明	持分144分の1	本田安太郎
住所不明	持分144分の1	中内百太郎
住所不明	持分144分の1	籠尾伊太郎
住所不明	持分144分の1	横山紋次
住所不明。ただし、登記簿上の住所		
吾川郡仁西村西畑	持分144分の1	矢野俊兄
住所不明。ただし、登記簿上の住所		
吾川郡森山村	持分144分の1	島田東六
住所不明	持分144分の1	矢野宗次
住所不明	持分144分の1	細木徳次
住所不明	持分144分の1	中内万吾
住所不明	持分144分の1	中平八重次
住所不明	持分144分の1	籠尾喜之助
住所不明	持分144分の1	中島文吾
5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類		
なし		
6 裁決手続の開始を決定した年月日		
平成19年4月25日		

招 請 公 告

次のとおり、高知県総合防災情報システム更新事業委託業務の提案書の提出を招請します。

平成19年5月2日(揭示済)  
高知県知事 橋本 大二郎

- 業務概要
  - 対象業務  
高知県総合防災情報システム更新事業委託業務
  - 対象業務の特質等  
提案依頼書による。
  - 履行期限  
平成20年3月17日(月)
  - 成果品納入場所  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県危機管理部危機管理課
  - 見積書の記載方法  
契約に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、提案書の提出者は、見積もった契約金額(消費税に係る課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額)を見積書に記載すること。
- 提案書の提出者に要求される資格  
提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。
  - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 高知県における平成18~20年一般(指名)競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)に登録されている者又は平成19年度建設コンサルタント等一般競争(指名競争)入札参加資格を有する者であること。
  - この招請公告の日から当該業務の提案書の提出の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)又は高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - 国又は都道府県において、平成16年度以降に当該業務に類するシステムの構築業務及び運用保守業務のそれぞれにおいて受注及び業務遂行の実績を有すること。  
なお、2者以上による共同提案は可能とするが、提案者(県と契約する者)と参画者(県と契約しない者)とを区分し、提案者の業務実績を明確にすること。
- 提案書の提出場所等
  - 提案書等の提出場所及び提案依頼書等の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県危機管理部危機管理課  
電話番号088-823-9311  
ファクシミリ番号088-823-9253

- (電子メールアドレス010101@ken.pref.kochi.lg.jp)
- 提案依頼書等の交付の期間、場所及び方法  
平成19年5月2日(水)から同月21日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)(1)の場所で交付する。
  - 参加意思通知書の提出の期限及び方法  
平成19年5月21日午後5時までに(1)の場所に持参又はファクシミリ(電話で着信を確認すること。)で提出すること(郵送の場合は、同日午後5時までに必着のこと。)
  - 提案書の提出の期間及び方法  
平成19年5月2日から同年6月12日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)(1)の場所に持参すること(郵送の場合は、同日午後5時までに必着のこと。)
- その他
    - 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - 契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第39条及び第40条の規定による。
    - 契約書作成の要否  
要
    - 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。
    - 詳細は、提案依頼書による。
  - Summary
    - Commission Name:  
Commission for the Renewal of the Kochi Prefecture Comprehensive Disaster-Prevention Information System
    - Deadline for Submission of Expression of Interest:  
5 pm, Monday 21th May 2007
    - Department-in-Charge:  
Disaster Management Division  
Department of Disaster Management  
Kochi Prefectural Government  
Kochi-shi Marunouchi 1-2-20  
780-8570  
Tel: 088-823-9311  
Fax: 088-823-9253  
Email: 010101@ken.pref.kochi.lg.jp

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年5月15日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
一般校務用ノート型パソコン 677台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県教育センター 高知市大津乙181
- 3 落札者を決定した日  
平成19年3月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
四国通建株式会社高知支店 高知市比島町二丁目4番33号
- 5 落札金額  
月額 768,810円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成19年1月23日